

Insight Review

認定経営革新等支援機関(No.100623005401)

【発行元】 ASAK浅岡会計事務所
ASAK佐々木不動産鑑定士事務所
ASAK社会保険労務士事務所
ASAK行政書士事務所
ASAK財産コンサルティング(株)
ASAKビジネスコンサルティング(株)

【発行日】 2026年8月1日

No.229

ふるさと納税が1.3兆円で最高(2025年度)

2025年度のふるさと納税による寄付額が、1兆3,314億円と、前年度から4.6%増えたことがわかりました。寄付額は、6年連続で過去最高を更新しています。

増加率は、2024年度まで5年連続で2桁の増加率でしたが、2025年度は鈍化しています。これは、返礼品競争の過熱が制度本来の趣旨を損なうとして、2025年10月には、仲介サイトによるポイント付与を禁止したことが、寄付の伸びを抑える一因になった可能性があります。

寄付件数は前年度比1.4%増の5,963万件と2年ぶりに過去最高を更新していますが、増加幅は小さく、制度開始以来初めて減少した2024年度からの回復は限定的でした。物価高で返礼品のコストが上がり、1件当たりの寄付額を引き上げる動きが広がったためとみられています。

仲介サイトの「さとふる」が305自治体を対象に2025年10月に実施した調査によると、「物価高で寄付額の値上げを実施した」と答えたのは49.8%に達し、寄付総額を寄付件数で割った1件あたりの平均寄付額は3.1%増の2万2,328円でした。

◆ サイト事業者への手数料が重荷

返礼品を載せるサイト事業者に自治体が支払った実質的な手数料は、寄付額の1割超を占め、住民サービスなどに充てる財源が圧迫されています。

制度を巡っては、コストが膨張し行政サービスに充てる財源が目減りする歪みも生じており、2025年度は、寄付額に占める経費の割合は、47.9%と前年度から1.5ポイントも上昇しています。

ふるさと納税の仲介事業者に、サイト掲載委託料などとして支払う実質的な手数料は、1,490億円と仲介事業者経由の寄付額の11.5%を占め、前年度から

寄付額受入れ額が上位の市町村

順位	市区町村 (都道府県)	寄付額 (億円)
1	泉佐野市(大阪)	230
2	白糠町(北海道)	223
3	都城市(宮崎)	216
4	別海町(北海道)	211
5	名古屋市(愛知)	174
6	宮崎市(宮崎)	143
7	気仙沼市(宮城)	134
8	京都市(京都)	132
9	紋別市(北海道)	124
10	根室市(北海道)	122
11	焼津市(静岡)	114
12	甲府市(山梨)	101
13	富士吉田市(山梨)	101
14	富士市(静岡)	101
15	敦賀市(福井)	83
16	山梨市(山梨)	72
17	守谷市(茨城)	70
18	銚子市(千葉)	70
19	花巻市(岩手)	69
20	南魚沼市(新潟)	69

(注)総務省、2025年度

改善はみられていません。

総務省は過度な返礼品競争を抑え、寄付金を自治体の財源として有効に活用できるよう制度の見直しを進めており、返礼品を含む経費は、これまで寄付額の5割以下としていたルールを見直し、2029年には4割までとしています。また、各仲介サイトに対しては、手数料の引下げを要請しており、8月末までに対応方針を回答するよう求めています。

◆ 財政計画と決算の乖離問題

ふるさと納税の拡大で税収の流入出が読みづらくなり、予算と実際の決算のずれが広がる懸念が浮上しています。会計検査院は、2024年度のふるさと納税は住民税の控除額や返礼品、仲介サイト手数料などの経費が寄付額を上回り、自治体全体では863億円の歳入減となったと発表しています。今後も利用が拡大すれば、地方財政計画と決算の乖離(かいり)が大きくなる恐れがあるとして、総務省に影響の検証を求めています。2025年の寄付で2026年度に住民税の控除を受けられる人は6.5%増の1,151万人と過去最高を更新し、その控除額は9.0%増の9,524億円でした。控除する自治体はその分だけ税収が減るため、都市部の税財源の流出が問題視されています。都道府県と市区町村分の合計控除額は、東京都が2,350億円と全国で最も多く、市区町村で最も多いのは横浜市で373億円でした。逆に多くの寄付を受け入れた市町村は、左記の表の通りで、泉佐野市が230億円でトップです。

CONTENTS

ふるさと納税が

- 1.3兆円で最高(2025年度)・・・P.1
- 青色申告特別控除における
75万円控除について……………P.2
- 税務調査の連絡があったら！……P.3
- 少額減価償却資産と
固定資産税申告……………P.3
- 新事業進出・ものづくり
商業サービス補助金について…P.4
- 業務改善助成金について…………P.4
- 税務署の総合窓口受付時間が
変更されます
(2026年10月1日～)……………P.5
- 8月度の税務スケジュール…………P.5
- 今月の名言録……………P.6
- 無料相談会実施中……………P.6

最新情報は

ASAKのX(旧ツイッター)も
ご利用ください！

随時更新しますので
フォローして下さい！





青色申告特別控除における75万円控除について

2026年度税制改正により、2027年分の所得税から青色申告特別控除の控除額が「最大75万円に見直されます。この75万円控除の適用を受けるためには、e-Taxによる申告に加えて、電子帳簿保存法（以下、電帳法）上の「優良な電子帳簿保存」又は「特定電子計算機処理システムによる電子取引データの保存（デジタルシームレス保存）」の対応が求められています。

これらの対応を行った上で、75万円控除の適用を受けようとする場合には、適用を受ける年分の確定申告期限までに一定の届出書を提出することが必要となります。

◆ 青色申告特別控除はどう変わる？

事業所得や不動産所得があり、青色申告を選択されている方で、正規の簿記の原則（一般的には複式簿記をいいます。）により記帳している場合には、一定の要件の下で、事業所得等の金額から青色申告特別控除を受けることができます。

この青色申告特別控除において、これまでの65万円の控除の要件に加えて、優良な電子帳簿の保存又はデジタルシームレス保存の要件を満たしている方は、最高75万円の青色申告特別控除を受けることができます。

なお、現金主義による所得計算の特例の適用を受けている場合には、10万円の青色申告特別控除が適用されることとなり、65万円及び75万円の青色申告特別控除の適用は、受けることができません。

適用要件 控除額	複式簿記 (正味の簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書も添付	期限内申告 (8月31日)	e-Tax (電子申告)	優良な電子帳簿保存 又は デジタルシームレス 保存
75 万円	○	○	○	○	○
65 万円	○	○	○	○	—
10 万円	(簡易な記帳でも可)	※損益計算書は要 —	—	—	—

簡易な記帳の方のうち、事業所得又は不動産所得(事業として行われていない場合を除く。)を有し、これらの所得のいずれかに係る前々年分の収入金額が1,000万円を超える場合には、10万円の青色申告特別控除は適用されません。

◆ 75万円の青色申告特別控除を受ける場合に必要な届出書の提出

(1) 優良な電子帳簿の保存による場合

その旨を記載した所定の届出書を、適用を受ける年分の確定申告期限までに所轄の税務署に提出する必要があります。なお、既に「優良な電子帳簿の保存」による65万円の青色申告特別控除を受けている場合には、改めて上記の届出書を提出する必要はありません。

(2) デジタルシームレス保存による場合

その旨を記載した所定の届出書(「電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の不適用の特例及び75万円の青色申告特別控除(個人事業者)の適用を受ける旨の届出書」)を、適用を受ける年分の確定申告期限までに所轄の税務署に提出する必要があります。

◆ 75万円の青色申告特別控除の具体的な要件

従来の65万円控除の要件に加えて、下記の(1)又は(2)の要件(選択できます)を満たす必要があります。

65万円控除の要件として【必須】

正規の簿記の原則(複式簿記)により記帳し、スマホやパソコンから、e-Taxで確定申告書及び青色申告決算書(貸借対照表を含む。)のデータを、確定申告期限までに送信すること。

2026年分の確定申告までは、書面申告でも55万円の青色申告特別控除が適用可能でしたが、2027年分以降は書面申告の場合の控除上限額は、10万円となってしまいます。

(1) 優良な電子帳簿の保存

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、課税期間の最初から優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに届出書を提出する必要があります。

ここでいう優良な電子帳簿とは、「システムの説明書やモニター等の備え付け」などの電子帳簿を保存するための要件に加えて、①訂正・削除・追加等の履歴が残ること、②帳簿間で相互関連性があること、③取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があることの3つの要件を全て満たした電子帳簿をいいます。

また、請求書や領収書などに相当する電子データをやり取りした場合には、その電子データを一定の要件に従って保存する必要があります。

(2) デジタルシームレス保存

電子取引データを、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、一定の要件を満たして送受信・保存を行い、確認できるよう(税務職員から求められた際に、対象を確認できるようにすること)にしておき、確定申告期限までに届出書を提出する必要があります。

なお、国税庁長官が定める基準に適合するシステムとは、デジタル庁が管理する仕様に従ったデジタルインボイス、又は預貯金口座における決済データのいずれかの電子取引データを下記の要件に従って保存できるシステムをいいます。

- ・改ざん防止の確保……データ送受信と保存を訂正削除履歴が残るシステム又は訂正削除ができないシステムで行うこと
- ・記帳の適正性確保……電子取引データの金額の訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと
- ・電子帳簿との関連性確保……電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと

税務調査の連絡があったら！

例年のことですが、この8月から12月の時期は税務調査のピークです。

一般的には、調査依頼の第1報は、私どもにあります。もしかしたら顧問先様のところに行くこともあるかもしれません。その際には、先方から日程を一方的に告げられることになるかもしれませんが、そんな場合にも慌てずに、まずは税理士と相談して連絡しますとお伝えいただければ大丈夫です。

あとは、こちらで社長とご相談の上で日程調整させていただきます。



任意の税務調査とはいえ、あからさまに拒否することはできませんが、日程の調整はかなり自由にお願ひすることもできますので、業務の繁忙時期や出張予定等を避けたり、場合によっては調査日数を短縮してもらうことも可能です。

もちろん、きちんと処理してあれば、税務調査で否認されることもありませんので、しっかり調べてもらえばいいと思いますし、こちら、会社の考え方や根拠を主張して参りますので安心してください。

ちなみに、税務調査で何も指摘事項がなかった場合には、「申告是認」の通知が税務署長から送られてきます。

いずれにしても、調査依頼の連絡があったら、まずは弊所にお電話ください。

なお、現金売上があるようなお仕事の場合には、ある日突然、お店や会社に直接訪問されることもありますが、そのまま調査を受諾せずに、まずは当方までご連絡ください。

少額減価償却資産と固定資産税申告

償却資産に係る固定資産税の申告では、一定の少額の減価償却資産が申告対象から除かれますが、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を適用した資産については、申告対象となります。2026年度税制改正により、同特例の金額基準が30万円未満から40万円未満に引き上げられても、固定資産税の申告対象である点には変わりはありません。



固定資産税は、その年の1月1日現在の土地や家屋、償却資産の所有者に対し、その固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課します。固定資産税には免税点が設けられており、課税標準額が、土地30万円未満、家屋20万円未満、償却資産150万円未満の場合には、固定資産税は課税されません。

固定資産税における償却資産は、土地・家屋以外の事業供用できる資産で、減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産等以外のものとしています。そのため、固定資産税の免税点にかかわらず、取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものは、固定資産税の申告対象から除かれますが、租税特別措置法で規定する同特例を適用した償却資産については、償却資産に係る固定資産税の免税点である150万円未満であっても、固定資産税の申告対象となるので注意が必要です。2026年度改正による同特例の金額基準の引上げ後も、変わらず固定資産税を申告することとなります。

なお、同改正において、2027年度以後の年度分の家屋と償却資産に係る固定資産税の免税点が、家屋30万円未満、償却資産180万円未満に引き上げられます。

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金について

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とした補助金です。

具体的な補助の対象事業は、自社の事業展開の目的に合わせて下記の3つの「補助対象事業枠」があります。

◆ 革新的新製品・サービス枠

革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援するものです。本補助対象事業枠は、革新的な新製品・新サービス開発の取組が補助対象であり、既存の製品・サービスの生産等のプロセスについて改善・向上を図る事業は補助対象外です。

革新的な新製品・新サービス開発とは、顧客等に新たな価値を提供することを目的に、自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを開発することを指します。単に機械装置・システム等を導入するにとどまり、新製品・新サービスの開発を伴わないものは補助対象事業に該当しません。また、業種ごとに同業の中小企業者等（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）において既に相当程度普及している新製品・新サービスの開発も該当しません。

◆ 新事業進出枠とは

既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援するものです。本補助対象事業枠は事業で新たに製造又は提供（以下「製造等」という。）する製品、商品もしくはサービス（以下「製品等」という。）が、事業を行う中小企業等にとって、新規性を有するもの、かつ、事業で新たに製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな市場であるものが補助対象です。過去に製造等していた製品等を再製造等することは、新たな製品等を製造等しているとは言えず、補助対象外です。ここでの新規性とは、補助事業に取り組む中小企業等にとっての新規性であり、世の中における新規性（日本初・世界初）ではありません。なお、本補助金の申請予定公募回の公募開始日以降に初めて取り組んでいる事業について「新規性」を有するものとみなします。新たな市場とは、事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていないニーズ・属性（法人／個人、業種、行動特性等）を持つ顧客層を対象とする市場を指します。

◆ グローバル枠とは

海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援するものです。本補助対象事業枠は事業を行う中小企業等が、自社の製品等を活用し、自発的に新たな海外販路を開拓するうえで必要となる国内製造等拠点の強化に取り組むもの、かつ、事業により製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな海外市場であるものが補助対象であり、取引先主導の事業は自発的な取組とは言えず補助対象外です。新たな海外市場とは、事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていなかった国・地域の市場を指します。なお、ここでの地域とは、統計上、国に準じてカウントされる領域であり、行政区画ではありません。



◆ 公募スケジュール

- (1) 公募開始 2026年6月29日（月）
- (2) 申請期間 2026年9月30日（水）～ 2026年10月30日（金）18:00まで（厳守）
- (3) 採択発表 2027年1月（予定）

なお、詳細は右記HPにてご確認ください。 (<https://shinjigyoun-monodukuri.smrj.go.jp>)

業務改善助成金について

業務改善助成金は、中小企業の賃金引上げと設備投資等を支援する助成金です。2026年度の交付申請の受付は9月1日から開始です。申請締切日は、「その事業場に適用される地域別最低賃金の発効日の前日」または「2026年11月30日」のいずれか早い日となります。

◆ 業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。具体的には、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請し、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告することにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されるものです。



◆ 事業場内最低賃金とは？

事業場で最も低い時間給を指します。(ただし、この業務改善助成金においては、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)

◆ 対象事業者・申請の単位

下記の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、事業所ごとに申請できます。

- ・ 中小企業・小規模事業者であること(大企業と密接な関係を有する企業(みなし大企業)でないこと)
- ・ 事業場内最低賃金が、2026年度地域別最低賃金未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

◆ 助成上限額・助成率

具体的な賃上げ額や事業場内最低賃金の金額等により30万円～600万円まで助成金額に幅があります。詳細については、厚生労働省HPでご確認ください。(<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001693381.pdf>)

◆ 注意点

賃金引上げは、申請後に行う必要があります。そのため、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を上げる場合は、申請後から地域別最低賃金の発効日の前日までに実施する必要があります。一方、助成の対象となる設備投資等は、交付決定後に行う必要があります。交付決定前に行った場合は、助成の対象となりません。ご注意ください。

税務署の総合窓口受付時間が変更されます(2026年10月1日～)

2026年10月1日から、税務署の総合窓口の受付時間が下記の通り変更されます。

月曜日から金曜日(開庁日) 【原則】 9:00～15:00

国税庁としては、納税者側の利便性向上等の観点から、e-Taxやキャッシュレス納付等によるオンライン手続を推進しつつ、その他国税に関する手続や業務の在り方についても抜本的な見直し(税務行政のDX)を進めることで、窓口対応から、オンライン対応へと進めていく考えのようです。

こうした各種オンライン手続の拡充を鑑みて、2026年10月1日以降については、全ての税務署総合窓口における受付時間を原則として午前9時から午後3時とすることとし、御理解・御協力を呼び掛けています。

なお、しばらくの間は、上記の総合窓口の受付時間外であっても、開庁時間内(午前8時30分から午後5時)に来署された場合には、対応はされるとのことです。

8月度の税務スケジュール

内 容	期 限
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 8月10日(月)
6月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税>	申 告 期 限 8月31日(月)
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費・地方消費税>	
12月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告	
個人事業税の納付(第1期分)	納 期 限 8月31日(月)
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)	

今月の名言録

チャンス



古訓(こくん)にも「チャンス」を逃す者は愚人である、というのがある。

また「真によく成功する者は、常にチャンスを巧みに捉える人である」というのがある。

ところが、誰でもが知っているはずのこの言葉通りに「チャンス」というものをいつも正確に逃さずに捉えて人生に生きている人が、どの位あるであろうか。

「しかも『チャンス』というものは、そうしばしばは、容易に恵まれないものである」

要するに、運命であれ、健康であれ、それをより良い状態にするには、特に更生の「チャンス」を絶対に逃さぬことである。

そして「チャンス」に対しての必要な注意は、常にそれを見逃さないようにすること、

もう一つは、チャンスに直面した際、無駄に迷いためらわないことである。

即ち颯爽たる決断力をもって、万難を排して、これをキャッチすべしである。

これぞ、愚人の轍を踏まない、最良の手段である。

(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願いいたします。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikai.com/>

【四日市オフィス】〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

